

## 愛国学園短期大学の研究活動における不正行為の防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、愛国学園短期大学（以下「本学」という。）の建学の精神及び校訓並びに使命を踏まえ、本学の研究者としての良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応える研究活動をいっそう進めるため、研究活動における行動規範及び不正行為が指摘された場合などの措置等を定めることを目的とする。

(研究活動の基本姿勢)

第2条 本学は、学問の自由の下に、研究者の自主的かつ創造的な研究活動を尊ぶとともに、研究成果が社会の発展に寄与する一方で、様々な面で多大な影響を与えることを常に認識し、研究活動の方法及び内容をたえず自制しなければならない。

2 本学は、研究活動の不正行為に対して学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨まなければならない。

(研究活動の行動基準)

第3条 本学において研究活動に携わる全ての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性、説明性を自立的に保証するよう努めなければならない。

(対象となる研究活動の不正行為)

第4条 この規程において、研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 存在しないデータや研究結果等を作成するねつ造
- (2) 研究活動によって得られた結果等を真性でないものに加工する改ざん
- (3) 他の研究者のアイデア、データ、論文等を当該研究者の了解若しくは適切な表示なくして流用する盗用
- (4) 同じ研究成果の重複発表
- (5) 論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ
- (6) 第1号から第5号の不正行為が指摘された際の、当該不正行為の証拠隠滅、立証妨害、追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄、滅失

(対象となる研究)

第5条 この規程において不正行為の対象とする研究は、研究者が当該不正行為に係る研究活動を行うに際して本学所属教員の名の下に、実施する全ての研究とする。

(対象とする研究者)

第6条 この規程の対象とする研究者は、本学に所属する専任及び非常勤の教員並びにその補助者（以下これらの者を「研究者」という。）とする。

(行動規範特別委員会)

第7条 本学に、不正行為への対応及び不正防止活動を担う機関として行動規範特別委員

会（以下「特別委員会」という。）を設置する。

（特別委員会の任務）

第8条 特別委員会は、次に掲げる任務を担う。

- (1) 不正行為防止のための自己点検・評価・改善に関すること
- (2) 不正活動を指摘された研究活動に関する事実関係の解明に関すること
- (3) 第14条に定める受付窓口を提供された告発等の受理・不受理の決定に関すること
- (4) その他不正行為の防止対策に関すること

（特別委員会の組織）

第9条 特別委員会は、次に掲げる委員により組織し、学長を委員長とする。

- (1) 学長
- (2) 教務委員会委員長
- (3) 研究活動委員会委員長
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が指名する者若干名

（特別委員会の開催）

第10条 特別委員会は第8条に定める任務を遂行するため定期及び臨時に会議を開催する。

- 2 特別委員会は、委員長が招集する。
- 3 特別委員会委員は、自らが関与又は利害関係にある問題の検討に加わることができない。

（研究倫理教育推進会議）

第11条 特別委員会に学内において研究倫理教育を推進する機関として研究倫理教育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、学長、副学長、研究活動委員会委員長及び事務局長を構成員とし、学長を研究倫理教育推進責任者とする。
- 3 研究倫理教育推進責任者は、推進会議の最高責任者とする。

（推進会議の役割）

第12条 推進会議は、その目的を達成するため、以下の業務を担う。

- (1) 研究者に対して、定期及び臨時に研究倫理教育を行うこと。
- (2) 研究倫理教育を進めるに当たって必要な情報の取得・分析、教育内容の検討
- (3) その他研究倫理教育を推進するに当たって必要な事項

（研究倫理教育の受講義務）

第13条 研究者は、前条第1号に定める定期の研究倫理教育を受けなければならない。

- 2 研究者のうち推進会議が指定する者は、前条第1号に定める臨時の研究倫理教育を受けなければならない。
- 3 第1項及び第2項に定める研究倫理教育を受講していない者は、本学所属教員の名の下に学内外に研究費を申請し又は研究結果を学内外に発表してはならない。

(受付窓口の設置)

第14条 不正行為に関する告発や情報提供に対応するための受付窓口を事務局学務課に設置する。

- 2 受付窓口の責任者は特別委員会委員長とし、事務取扱責任者は学務課長とする。
- 3 受付窓口は、告発又は告発の意志を明示しない相談、情報の提供（以下これらを「告発等」と、また、告発等を行う者を「告発者等」という。）を受け付ける。
- 4 受付窓口への連絡先・連絡手段等は別表のとおりとする。
- 5 学務課長は、告発等があった場合には、直ちに特別委員会委員長へ通知する。

(告発等の情報提供)

第15条 告発等の情報を提供する者は、原則として顕名としなければならない。ただし、告発等の内容を証明するに足る明確な証拠又は傍証を提示する場合及びこれに準じる信憑性を示すことができる場合はこの限りでない。

- 2 何人も悪意をもって告発等をしてはならない。
- 3 悪意をもって告発等の情報を提供した者は、愛国学園短期大学懲戒処分規程の定めるところにより、処分する場合がある。

(告発等の取扱い基準)

第16条 告発等は原則として顕名のもののみ受理するものとし、匿名のものについては、その内容を証明する明確な証拠又は傍証を提示する場合又はその内容から相当の信憑性が認められる場合のみ受理するものとする。

(告発等の受理・不受理)

第17条 特別委員会委員長は、前条第3項に定める通知を受けた場合、速やかに特別委員会を開催してその内容の合理性を検討し、告発等の受理又は不受理を決定する。

- 2 告発の意志を明示しない相談等の情報提供者については、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該情報提供者に告発の意志があるか否か確認するものとする。
- 3 特別委員会は、告発を受理した場合、速やかに告発者にその旨通知する。
- 4 特別委員会は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に対して警告を行うものとする。

(マスコミ等による不正行為に係る疑義の指摘)

第18条 学会等の科学コミュニティやマスコミによる報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じて取扱うものとする。インターネット上に不正行為等の情報が掲載され、その内容が具体的で科学的合理性のある理由が示されている場合も同様とする。

- 2 前項の場合において、告発等の受理・不受理の通知など告発者等に対する通知の必要性については、特別委員会が判断するものとする。

(個人情報保護)

第18条 特別委員会構成員及び学務課所属職員は告発者等個人に関する情報を第三者に提供してはならない。

(告発者等の保護)

第19条 学長、特別委員会構成員及び学務課所属職員は、告発又は情報提供したことをもって告発者等に不利益を与えてはならない。

(予備調査委員会)

第20条 特別委員会は、告発の受理を決定した場合、速やかに予備調査委員会を設置するものとする。

2 予備調査委員会委員は、特別委員会委員の中から3名以上を選出して構成する。

3 予備調査委員会が調査対象とする研究若しくは調査対象となる研究の当事者と利害関係にある者は、予備調査委員会委員となることができない。

(予備調査委員会の役割)

第21条 予備調査委員会は、告発等の内容の合理性・信頼性を調査し、告発等に係る事実関係をさらに精査すべきか否か決定のうえ、調査内容及び決定に至った理由を付して特別委員会に予備調査報告書を提出する。

2 予備調査委員会は、告発等の事実関係が認められないと判断した場合、告発等が悪意に基づくものとか否か調査したうえで予備調査報告書にその旨記載し特別委員会に報告する。

3 予備調査報告書は、当該告発等受付後、概ね30日以内を目途として特別委員会に提出しなければならない。

(予備調査委員会の権限等)

第22条 予備調査委員会は、不正行為に係る問題の事実関係の究明に当たり、告発者等及び告発等の対象となる研究活動に従事する研究者(以下、当該研究者を「被告発者」といい、被告発者及び告発者等を「調査対象関係者」という。)からの事実関係の聴取並びに調査対象関係者への関係資料の提出要求及び告発及び情報提供者への関係資料の開示要請を行うことができる。

2 調査対象関係者は、正当な理由なくして前各号の調査を拒否してはならない。

3 予備調査に係る資料は、特別委員会がその資料等を告発等受付後5年間保存するものとし、第23条第2項に定める競争的研究については文部科学省等並びに告発者の求めに応じて開示するものとする。

(本調査委員会)

第23条 特別委員会は、予備調査報告書を受けて、さらに事実関係を精査(以下「本調査」という。)すべきと決定した場合は、速やかに調査対象関係者に本調査を実施する旨通知するとともに、本調査の実施決定後30日以内を目途として事実関係を精査する本調査委員会を設置するものとする。但し、第24条に定める本調査を実施しないと決定した

場合は、告発者等にその理由を附してその旨通知するものとする。

- 2 特別委員会は、本調査委員会が本調査の対象とする研究活動が、「研究機関における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）に定める競争的資金等を受領して行われているものである場合（以下、この研究を「競争的研究」という。）は、文科科学省及びガイドラインに定める配分機関（以下、これらを「文科科学省等」という。）に本調査の実施を通知するものとする。
- 3 本調査委員会委員は、特別委員会委員の中から2名以上選出し、加えて学外より当該調査に適任と認められる有識者を本調査委員会委員の半数以上選出して構成する。
- 4 本調査委員会が本調査の対象とする研究若しくは調査対象関係者と利害関係にある者は、本調査委員会委員となることができない。
- 5 特別委員会は、本調査委員会構成員を決定した時は、速やかにその氏名及び所属を調査対象関係者等に通知するものとし、調査対象関係者等は、本調査委員会構成員に異議がある時は、その理由を付して申し出ることができるものとする。
- 6 特別委員会は、前項に定める異議の申出の内容が妥当と判断したときは、当該異議申し立てに係る委員を交代させるものとし、その旨調査対象関係者に通知するものとする。

（本調査委員会の役割）

第24条 本調査委員会委員会は、次の事項を調査するものとし、本調査委員会設置後2週間以内を目途として調査に着手するものとする。

(1) 不正行為の有無

(2) 不正行為があると認められた場合、その内容、不正に関与した者とその場合

(3) 不正が行われなかったと認められた場合、告発が悪意に基づくものか否か

- 2 本調査委員会は、告発等に係る研究活動の他、同委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も調査の対象とすることができる。

（本調査委員会の調査方法及び権限）

第25条 本調査委員会は、不正行為に係る問題の事実関係の究明に当たり、次の調査を行うことができる。

(1) 被告発者からの事実関係の聴取並びに当該論文、実験・観察ノート、生データ等、調査対象関係者への関係資料（以下「研究活動関係資料」という。）の提出要求及び情報提供者への関係資料の提出要請

(2) 本調査委員会委員立会いの下での再実験の要請

(3) その他調査に必要な事項

- 2 調査対象関係者は、正当な理由なくして前各号の調査を拒否してはならない。

- 3 本調査委員会が本調査を実施するに当たっては、調査の対象とする公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

(情報提供者及び被告発者への弁明機会の提供)

第 26 条 本調査委員会は、本調査に当たり被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 本調査委員会は、本調査の結果、告発等が悪意に基づくものと判断した場合、情報提供者に弁明の機会を与えなければならない。

(本調査の結果報告)

第 27 条 本調査委員会は、本調査委員会設置後概ね 150 日以内を目途として、本調査の結果を本調査結果報告書としてまとめ、特別委員会に報告するものとする。

- 2 前項に定める報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 調査対象研究課題名及び研究概要
- (2) 調査対象研究者名、所属及び当該研究活動における役割
- (3) 相談、告発等の事実関係並びに相談又は告発者名及びその所属等
- (4) 調査の範囲及び方法
- (5) 調査の過程及びその結果

(特別委員会における本調査結果報告書の審査及び認定)

第 28 条 特別委員会は、前条の本調査結果報告書を審査したうえで、速やかに不正行為の有無を認定し、不正行為が無かったと認定した場合は告発等が悪意に基づくものか否かを認定する。

- 2 特別委員会は、前項の審査に当たり、本調査委員会委員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(本調査結果報告書の審査・認定に係る基本的取扱い)

第 29 条 特別委員会は、被告発者の説明、調査によって得られた物的証拠、証言等の諸証拠を総合的に審査して不正行為の有無を認定する。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 2 不正行為に係る証拠が提出された場合、被告発者の説明およびその他の証拠によって不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が、生データや実験・観察ノート、実験試料の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意を履行していたにもかかわらず、その責に寄らない理由により基本的な要素を示せない場合など、正当な理由がある場合はこの限りでない。

(本調査結果報告書の審査結果の報告及び公表)

第 30 条 特別委員会は、第 28 条に定める審査結果を調査対象関係者に通知するとともに、告発等に係る研究が競争的研究である場合は、文部科学省等に報告する。

- 2 特別委員会は、審査結果が次の各号に該当する場合は、第 28 条に定める審査結果を公表するものとする。

- (1) 不正行為があったと認定した場合

- (2) 告発等が悪意に基づくものであったと認定した場合
  - (3) 不正行為はないが論文等に故意によるものでない重大な誤りがあった場合
- (不服申し立て及び受理)

第 31 条 調査対象関係者は、特別委員会の審査・認定結果に不服があるときは、第 28 条に定める通知を受領した日より起算して 2 週間以内に、1 回に限り特別委員会に不服申し立てをすることができる。

2 特別委員会は、前項の不服申し立てがあった場合には、告発者等からの不服申し立てについては被告発者に、また、被告発者からの不服申し立てについては告発者等に、その旨通知するものとする。

3 特別委員会は、第 1 項に定める不服申し立てを受理した場合、当該研究が競争的研究である場合は、文部科学省等にその旨報告するものとする。

(不服審査)

第 32 条 特別委員会は、前条に定める不服申し立てを受理した場合は、その内容を審査し、再調査の必要性を検討する。

2 特別委員会は、前項の不服申し立ての内容が、新たな専門性を要する判断が必要となるものである場合には、必要に応じて本調査委員会委員を交代させるものとする。

(再調査)

第 33 条 特別委員会委員長は、再調査が必要と判断した場合、本調査委員会に再調査を命ずる。

2 本調査委員会の再調査には、第 24 条から第 26 条までの規定を準用する。

3 特別委員会は、第 1 項に定めるところにより再調査を命じた場合、若しくは再調査の必要が無いと判断した場合は、調査対象関係者にその旨通知するとともに、当該研究が競争的研究である場合には、文部科学省等にその旨通知するものとする。

(再調査結果の報告)

第 34 条 本調査委員会は、特別委員会における調査開始決定後 60 日以内を目途として、再調査の結果を再調査結果報告書として取りまとめ、特別委員会に報告するものとする。

(再調査結果報告書の審査及び認定)

第 35 条 特別委員会は、再調査結果報告書を審査したうえで、先の認定を覆す必要があるか否かを速やかに決定する。

(再調査結果報告書の審査・認定結果の報告及び公表)

第 36 条 再調査結果報告書に係る審査・認定結果の報告及び公表については、第 28 条の規定を準用する。

(研究資金の返還・執行停止等の措置)

第 37 条 学長は、特別委員会において不正行為が行われたと認定された研究活動に係る特定研究資金については、受領した研究資金の全額を返還させる。

2 学長は、研究活動実施中に不正行為が行われたと認定した研究活動に係る特定研究資

金については、執行停止を命じる。

- 3 学長は、不正行為が行われたと認定した論文等の取り下げを勧告する。
- 4 学長は、不正行為を行ったと認定した研究者については、特定研究資金への執行停止等の措置を講じる。

(調査対象関係者の処分)

第 38 条 学長は、不正行為を行ったと認定した研究者について懲戒処分を検討する必要があると認めるときは、愛国学園短期大学懲戒処分規程の定めるところにより処理する。

(雑則)

第 39 条 研究者は、研究活動に際し、研究論文を証明する実験・観察ノート、生データ等の各種資料を、論文公表後 5 年間保存しなければならない。

- 2 特別委員会は、本学が、他の研究機関において告発された事案に係る研究活動が行われた機関であり、当該調査機関より要請があった場合には、告発された事案に係る研究活動に関する研究活動関係資料を保全する措置を講じるものとする。
- 3 本規程に定める不正行為に係る相談、告発及び調査に関わる全ての者は、当該相談、告発の受理から調査終了に至る過程において知り得た情報の秘密保持を徹底するとともに、調査の必要上やむを得ない場合を除いて他に漏えいしてはならない。

附則

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 8 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日より一部改正施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

別表 受付窓口連絡手段等

連絡手段	電話番号等	備考
1. 電話	03 (5668) 2121	事務局 学務課
2. ファックス	03 (5693) 4566	事務局
3. 郵送等	〒133-8585 東京都江戸川区西小岩 5-7-1 愛国学園短期大学	事務局 学務課宛